

## 平成 22 年度 都留市公立大学法人評価委員会（第 1 回）の審議要旨

日 時 平成 22 年 8 月 5 日（水） 13：30～15：45  
場 所 都留文科大学附属図書館 4 階 学習室  
出席者 大谷哲夫（委員長）、早川源、古屋俊仁、堀内光一郎、堀江照夫  
事務局 太田政策形成課長、高部政策形成課長補佐、鬢櫛、小俣  
(オブザーバー) 高田副学長、椎事務局長、相川大学総務課長、重原大学学生課長

### 会議次第

- 1 開会
- 2 委員の紹介
- 3 委員長あいさつ
- 4 会議
  - (1) 議 事
    - ① 法人の業務実績に関する評価について
    - ② 財務諸表の承認にかかる意見について
    - ③ 利益処分の承認にかかる意見について
  - (2) その他
- 5 閉会

### 会議の概要

(午後 1 時 30 分開会)

- 1 開会
- 2 委員の紹介  
今回より中嶋委員に代わり、堀江氏が委員となることを紹介。任期は、前任者の残任期間の平成 23 年 11 月 27 日までである。
- 3 委員長あいさつ
- 4 会議
  - (1) 議事  
議事に先立ち、オブザーバーとして出席している大学側より、会議資料 1～4 に基づき、①法人の業務実績、②財務諸表、③利益処分の 3 つについて説明を行い、簡単な質疑を行った。

## ① 法人の業務実績に関する評価について

- 事務局 会議資料 1 及び追加資料 2 に基づき、業務の実績に関する評価結果（案）を説明。評価結果（案）の総合的な評定として、法人の自己評価と同じく“B”評価とした理由などを説明。特に評価を 3→4 にした項目【No.100】、4→5 にした項目【No.113】について、その理由を説明。

## ○ 各委員からの意見

1. 各公立大学法人、設立団体により評価の方法を定めているため、他の公立大学法人との比較は不可能ではあるが、何かしらの手法により他大学との相対評価（比較）ができるようなシステムがあれば、より解りやすい。
2. 総体的に積み上げられた数値から見れば「標準の B」になると思うが、内容を詳しく見ると、重要と思われる項目（授業評価の導入、課外活動に対する教職員のフォロー、RA 制度の導入など）については、評価が低くなっていることが気になる。評価の方法については、昨年度、この評価委員会において決定したわけだが、中期目標期間中（～平成 26 年度）に、「重点項目を定めて、その進捗状況を注視するという評価方法」の導入についての検討を行う必要性を感じる。
3. 自己点検・自己評価について、私立大学では進んでいるので、都留文科大学として、しっかりと取り組んでいただきたい。また、学生による授業評価を行い、その結果を公表するとともに、適切な活用をしていただきたい。
4. 資料から、海外の大学との提携（留学）や市民公開講座の開講など、幅広く地域とかわっていることが分かり、大学が都留市に貢献していることが評価できる。しかし、これらの活動が市民にあまり知られていない現状を考えると、その宣伝・広報の方法にもう少し工夫が必要である。
5. 大学として学生に提供するもの（商品）の 1 つに授業があるが、受けたいと思われる授業、魅力ある講義を多く用意することが大事であり、そのためには、学生からの適正な評価システムを構築し、公表することも大事であるとする。
6. 国内の 31 都道府県に同窓会があり、教職員となった OB による模擬面接を実施しているとのことだが、将来的にはホームカミングデーの開催や更に発展させて、教員のための研修施設など（教育者研修会）の設置ができれば、それが教員養成系大学としての都留文科大学の 1 つ大きな特色になるのではないかと。

様々な意見が出されたが、この平成 21 年度にかかる業務の実績に関する評価（案）としては、法人の自己評価と同じく、“中期計画の進捗は概ね順調（「標準」の B 評価）”として、意見の取りまとめがされた。

## ② 財務諸表の承認にかかる意見について

- 事務局 法人が提出した財務諸表等について、地方独立行政法人会計基準に従い、作成されているが、特有の会計処理などもあり解かりづらい点もある。しかし、その作成に関してはアドバイザーとして、あずき監査法人に指導を受けていること、

公認会計士の資格を持っている監査人による監査報告書が添付されていることを説明し、地方独立行政法人法に基づき、この財務諸表の承認にかかる意見を求めた。

- 委員 企業会計に良く似ている。しかし、特有の勘定科目（〇〇戻入）があり、特に減価償却費の処理については独特である。
- 委員 財務諸表の中には、貸借対照表、損益計算書などがあるが、決算報告書に記載してある金額はそのいずれにも一致していないが、その理由は何か。
- 事務局 決算報告書は、地方独立行政法人法第 34 条第 2 項に基づき、予算の区分に従い作成したもので、年度計画の 1 項目である予算の執行状況（執行実績）を表わしている。貸借対照表や損益計算書などは企業会計と同様に発生主義に基づいて作成されるが、決算報告書については、従来の官庁会計と同じく現金主義で作成されるため、金額は一致しない。
- 大谷議長 この財務諸表については、採決を行い評価委員会の意見として、特に申し出る意見はないことを確認。

（追加資料 3 を配布し、市長への意見書について確認）

### ③ 利益処分の承認にかかる意見について

- 議長 大学側の説明により、平成 21 年度の損益計算において生じた利益の全てが、経営努力によるものであることから、採決を行い評価委員会として、特に申し出る意見はないことを確認。

（追加資料 4 を配布し、市長への意見書について確認）

## (2) その他

特になし

## 5 閉会

- 議長 本日の議題はすべて終了したので、これをもって会議を閉会する。

（午後 3 時 45 分閉会）